第７期第６回生涯学習センター運営協議会　議事録

〔日　時〕２０２５年２月１４日（金）１０：００～１２：００

〔場　所〕町田市民文学館３階第６会議室

〔出席者〕委　員：古里　貴士、西澤　正彦、井上　廣美、瓜生　ふみ子、寺田　康子、
西行　恵、櫻井　智仁、中尾　啓吾、清水　静香、橋本　空、
黒木　智子、福井　大海（１２名）

事務局：川瀬センター長、石井担当課長、岡田管理係長、瀧澤担当係長、小泉担当係長、内海担当係長（６名）

〔欠席者〕なし

〔傍聴者〕０名

〔内　容〕　１　報告事項

（１）センター長報告

（２）障がい者青年学級事業再構築の進捗について②

２　議　題

（１）市民大学事業再構築の方向性について⑤

（２）生涯学習センター事業への民間活力導入について⑤

３　その他

〔資　料〕　【資料１－１】障がい者青年学級事業再構築の進捗について②

【資料１－２】「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について（概要）

【資料１－３】他市区の類似事業実施要項

【資料２－１】市民大学事業再構築の方向性について⑤

【資料２－２】町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領

【資料２－３】まちだ市民大学ＨＡＴＳプログラム委員選任要領

【資料２－４】2025 年度まちだ市民大学ＨＡＴＳ事業プログラム開発指針

【資料３】生涯学習センター事業への民間活力導入案（仕様概要）

〔議事録〕

１　第６回運営協議会開会

センター長による開会挨拶。

事務局より配布資料の確認。

２　報告事項（１）センター長報告

会　長：これより第６回運営協議会を開催します。センター長報告をお願いします。

センター長：今日は、文学館での開催です。初めて来られた方もいるかと思いますが、元々ここは公民館だった場所ですので、ここで、活動もされていた方もいらっしゃるでしょう。今は、落語展を開催中で、好評いただいているようです。入り口では、ショートショートコンクールの展示もされているので、お帰りの際にでもご覧いただければと思います。

さて、報告事項ですが、3 月 22 日にガクマチＥＸＰＯの開催を予定しており、現在、学生と一緒に企画を進めています。こちらについては、この後、教育委員会にも報告を予定しています。

また、この後、3 月議会がありまして、来年度予算の審議などが行われる予定です。週明けの 2 月 17 日から準備が始まり、来週末の 20 日が請願・陳情の受付〆切日となっています。

それから、本日は今年度の最後の運営協議会です。第 7 期は今年度、来年度の 2 年間の任期ですので、引き続き、来年度も協議いただくことになるかと思います。本日は、議事を 2 件、報告を 1 件議論いただきますが、来年度、継続して協議いただくものもありますので、よろしくお願いします。

会　長：ただ今のセンター長報告に関して、ご意見、ご質問はありますでしょうか。なければ、報告（２）「障がい者青年学級再構築の進捗について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

３　報告事項（２）障がい者青年学級再構築の進捗について

事務局：本件については、昨年 11 月の第 4 回の運営協議会でも一度報告していますが、今回は年度報告として、現時点での進捗を報告します。

資料 1－1 をご覧ください。まず、再構築の進捗についてです。2023 年度から障がい者青年学級事業の再構築に取り組んでいますが、その方向性については、資料 1－2 の概要のとおりです。この概要については、前回の報告時にお配りしたものと同じ資料です。今回も、この概要に沿って報告します。前回と重複する部分もありますが、今回は数値的なデータも交えながら説明します。

再構築を進めるにあたって、現在、学習事業としての目的の整理を行っています。新たな仕組みで事業を運営していくにあたって、その基礎となる事業実施要項を策定す

る予定です。通常、事業を実施する場合、軽微なものを除くと、要項、要領といった安定的に実施するための基準を定めるのが一般的ですが、現在の町田市の障がい者青年学級事業は、こうした基準が明文化されていません。東京都を中心に、障がい者青年学級と類似した事業が行われていますが、各自治体の要項などを参考にしながら、町田市でも要項作成に向けて、勉強を進めています。各自治体の要綱については、資料 1－3 にまとめて配布していますので、後ほどご確認いただければと思います。今後も他自治体の事例を確認しつつ、作成していく予定です。

続いて、事業の現状と抱える課題です。資料 1－2 の概要版は、一番上の行が「事業の現状と抱える課題」という欄になっています。（ア）～（オ）の 5 つの項目を記載していますが、方向性策定時点の現状、課題と状況が変わってきてしまっている項目があり、その項目について、資料 1－1 で報告しています。

（ウ）ボランティア活動者の減少という項目があります。障がい者青年学級ではボランティア活動者を担当者と呼んでいますので、担当者と言いますが、担当者を増やす取組として、広報紙に掲載したり、近隣の大学に出向いて宣伝するなどの取組をしていて、毎年、一定数の方を新たに担当者として認定しています。しかしながら、多くの方は毎回継続して参加することは難しいのが現状です。また、2024 年度は例年と比べ、新たに担当者として認定した人数が少なく、現時点で 2 名となっています。資料 1－1 の 3 ページに集計データを掲載していますが、表 1 に新たに認定された担当者数をまとめています。ここの括弧の中の数字は、過半数出席いただいた新規担当者を内数で記載しています。この数字でも、毎回継続して出席できる方は非常に少ないことが分かっていただけるかと思います。このように、毎回出席できる担当者が減少にあり、特に土曜学級では例年と比べて多くの担当者が継続困難になり、担い手不足が一層深刻な状態になりました。このため、2024 年度に公民館学級から 3 名の担当者が土曜学級に移りましたが、元々土曜学級にいた経験豊富な方が減少したため、活動が困難な状況が続いています。集計データの表 2 は活動 1 回あたりの参加者数をまとめていますが、土曜学級は他の学級からの応援担当者の人数が多くなっています。また、この土曜学級の担当者人数のうち、3 名は 2024 年度に公民館学級から移ってきた方ですので、従前から土曜学級で活動してきた担当者数は更に少ない状況です。担当者として登録している方はもう少しいるのですが、実際に活動してる人数というと、こうした状況であり、厳しい状況が続いています。ひかり学級も人数的には厳しいのですが、特に土曜学級については、休館前から実施体制を変更せざるを得ないほど厳しい状況になっているのが現状です。

続いて（イ）「学級活動中の安全が十分に確保できない場面の発生」についてです。このように毎回、活動に出席できる担当者の減少に伴い、活動日前後に行う担当者の会議、打ち合わせに出席できる担当者は更に減少しています。こちらは集計データの表 3 に記載しています。3 学級それぞれに、1 回あたりの出席者数を見ていただくと、昨年

度と比べ、3 学級全てで減少しています。その結果、事前の情報共有が不十分となり、学級生一人一人を支援できない、当日の活動が円滑に進まないといったことが多発しています。また、目が行き届かないことから、市職員や担当者が気づかないうちに、活動中に外に出てしまうようなことも発生しています。

次に、「休館による活動会場の変更」についてです。こちらは再構築の概要では触れていないのですが、新たな問題として挙げています。2023 年 2 月に生涯学習センターの運営見直し実行計画を策定し、この計画に基づいて障がい者青年学級の再構築に取り組んでいるわけですが、計画策定時点では、施設改修工事による閉館は想定されていませんでした。これまでお話してきた担当者の減少に加え、施設が休館したことにより公民館学級と土曜学級は 10 月から活動場所を変更しています。慣れない場所での活動に変わったということも、これまでと同様に活動することが難しくなった一因だと考えています。

続いて、「これまでの対応」です。これまでお話してきた現状と問題に対する対応についての報告ですが、こちらは概要版の「再構築の方向性」の項目に基づいて記載しています。まず、優先的に取り組むとしている「安全性の確保のための緊急対策」として、担当者の役割整理と負担軽減策を実施しています。担当者が大きく減った土曜学級では、休館前の 2024 年度当初から、これまで月に２回だった活動を、学級生を２グループに分け、グループ毎の活動を月に１回にすることで、１回あたりの参加者数を減らし、担当者の負担を軽減するとともに、活動中、目が行き届くようにし、安全性を確保しました。休館中は、各学級とも月に１回の活動に変更していますが、再び１グループでの活動になった土曜学級については、事業に携わる市職員を増員するとともに、ひかり学級、公民館学級の担当者の応援を得ながら活動を続けています。集計データの表２で、土曜学級のみ休館前と休館中で数字を分けて記載しているのは、このためです。そこの担当者一人当たりの支援学級生数を見ていただくと、休館前の土曜学級では 2.2 名から 1.7 名に減少し、担当者の負担が軽減されたのが、おわかりいただけるかと思います。ただし、休館に入ると、会場手配の関係で、活動日が月 1 回に制限されてしまうことから、再び 2.4 名まで上昇しています。

また、学級活動以外の面でいうと、土曜学級では学級ニュースの送付や学級生の出欠確認に電子メールを先行して導入し、活動外でも担当者の負担の軽減を図っています。電子メールについては、今後、他の 2 学級にも導入を考えているところです。

次に、「安全性を確保し、公平性を担保できる仕組みの構築」についてですが、このところ、活動終了後に、家族の送迎が必要な学級生の所在がわからなくなる事例が続けて発生していまして、送迎が必要な学級生の情報共有の強化と担当者の配置の工夫を行っています。具体的にお話すると、活動終了後、家族が迎えに来た際に、学級生が一人で外に出てしまい、家族に会えなくなるようなことが頻発しています。これまで、結果的には大事に至らずに済んでいるのですが、大きな事故に繋がりかねない事態です

ので、この部分は対策を考えなければならないと感じています。学級によって、それぞれ状況が異なることもあり、現在、学級ごとに対策を検討しているところです。

それから、資料 1-1 の最後に、「2023 年度再構築案の一部見直し」について報告しています。2024 年度に入って、これまでお話してきたように担当者の減少や生涯学習センターの改修工事に伴う活動会場の変更もあり、各学級の特徴が顕著になってきました。具体的に言うと、危険に繋がりそうな事例が、学級ごとに傾向が異なっていることが分かってきました。現在は、優先的に取り組むとされている「安全性の確保のための緊急対応」に特に注力している状況です。中でも、土曜学級、公民館学級では事故に繋がりかねないケースも続発していまして、再構築案の内容の一部見直しも含めて、担当者と共有しながら検討を進めています。

お配りしている資料に、担当者 1 人当たりの支援学級生数を記載していますが、学級間で差が生じているのがおわかりいただけるかと思います。特に土曜学級においては、元々所属の担当者が少なくなっており、他学級の担当者の応援に頼って、活動が成り立っている状況です。このようにこれまで活動を推進してきた担当者の減少に加え、休館に伴い変更した会場、町田第一中学校や町田市民フォーラムそれぞれの会場の特性にも、事故に繋がりかねないケースが発生する要因と考えられる点があります。こうした傾向が、環境変化による一過性のものなのか、継続する傾向なのかといった点も踏まえ、原因を調査しているところです。

また、今回は、色々と数値的データを提供していますが、なかなか数字には表れない部分もあります。例えば、先ほどの担当者一人当たりの支援学級生を取っても、数値上は土曜学級よりもひかり学級の方が多いですが、ひかり学級は比較的重度の方が多く、担当者の他に介助事業者の方を 1 名、委託でお願いしているような特殊事情もありますし、ひかり療育園という福祉施設を借用して実施しているため、活動中、施設を占有できることも他学級とは異なります。学級ごとに会場や実施体制が異なっていて、なかなか数字に表れない課題もあります。こうした点も考慮しながら、再構築を進めていきます。報告は以上です。

会　長：ただ今の報告について、再構築案の一部見直しといった話もありました。こうした点も踏まえ、質問や意見があればお願いします。

Ｆ委員：先日、公民館学級に参加させていただきましたが、学級の大切さや関係されている方の大変さを肌で感じることができました。確認のために質問したいのですが、まず、土曜学級と公民館学級の違いについて教えていただきたい。それから、資料に「学級生の固定化」という記載がありますが、これはどうしてなのか。それから、参加した際、市職員の方が 3～4 名、参加されていましたが、これは担当者のヘルプで参加されていたのか、現状把握のために参加されていたのかどちらでしょう。

事務局：まず 1 点目の公民館学級と土曜学級の違いですが、基本的には同じ事業です。もちろん土曜日、日曜日と活動日は分かれていますが、休館前まではいずれも生涯学習セン

ターで実施していました。元々、障がい者青年学級は 1 学級しかなかったのですが、学級生の増加もあり、3 学級体制になりました。最初は公民館学級だけだったのですが、次にひかり療育園を会場とするひかり学級が発足し、最後に、土曜日に活動する土曜学級が発足しました。各学級それぞれに担当者と担当職員がいて、学級生もいずれかの学級に所属しています。担当者によって得意分野や指導方法が異なりますが、ものづくりやスポーツなどの活動をしています。いずれも同じ障がい者青年学級ですので、制度的な違いはありませんが、長く協力いただいていますので、担当者によって考え方が違う点や所属する学級生によって変わる部分もあります。こうした差異が学級ごとの特徴のような感じで見受けられます。

2 点目の「学級生の固定化」が生ずる原因ですが、そもそも青年学級は期間の定めがありません。事業は年度単位で区切っていますが、期間終了の基準がないので、長い方はもう、数十年間、受講し続けています。事情があって辞められる方や新しい方が入ることもありますが、こうした形で約 50 年、運営してきています。流石に 50 年いらっしゃる方はいませんが、30 年、20 年という方は結構いらっしゃって、学級生の平均年齢も上がってきています。現在の学級生は 40 代、50 代、60 代が中心になってきており、高齢化に伴い、介助の必要性が増大してきています。一番、最後にできた土曜学級は他学級よりも若い方が多いのですが、それでも 40 代前後の方が中心です。この年齢構成も先ほどお話した学級ごとの違いの一つかと思います。

3 点目の市の職員についてですが、それぞれの学級にメイン担当・副担当各 1 名の計 2 名の職員を担当として配置しています。生涯学習センターで実施していた時は、事務所に他の職員もいましたので、何かあっても応援の職員を要請することができましたが、現在、休館により会場がそれぞれ町田第一中学校、町田市民フォーラムに変わっています。また、学級生にとっては環境が変わってしまったということでもあり、外部が気になって、外に出てしまうようなケースも増えています。このため、現在は青年学級を担当する職員を増員して、4～5 名体制で運営し、安全に活動できるよう支援しているところです。

F 委員：よくわかりました。固定化に関しては、長期に渡って参加する方がいらっしゃるということですが、受講される方にとっては、非常に楽しい、いい事業なのだと思います。一方で、新しく入りたい方に対して周知や受け入れができているのかという疑問も生じます。この辺りについては、どういった状況なのでしょうか。

事務局：今、課題となっているのは、まさにその部分です。現在、事業を続けていくにあたって、これまでお話してきたような大変さもあるのですが、公平性の担保とそのための仕組みづくりというのが、今回の再構築の根本にあります。これまでスタッフが充実していた時代は、受け入れ数を増やすことができたのですが、スタッフも減少してきている現在、新しい方の受け入れができなくなってしまっています。この状況を改善するために、定員、在籍期間、抽選制度を導入する必要があるというのが再構築案の要旨なの

ですが、ここに来て予想を上回る早さで担当者が減少してしまったり、施設が休館するという、再構築案の前提が変わってきている部分があり、再構築案の一部見直しも考えざるを得ないと感じています。現在は、この変わってしまった前提で、安全に実施できる体制づくりが急務となっています。安全に実施できる体制を整えたうえで、再構築について、改めて進めていきたいと考えています。

Ｊ委員：ボランティア不足の問題は、障がい者青年学級だけでなく社会全体で課題とされていて、有償ボランティアだとしても確保するのはなかなか難しいことは理解できます。やはりボランティアだけでなく、他の道筋も考えていく必要があると思います。例えば、生涯学習センターだけでなく、障がい福祉の担当部署にヘルパーの派遣を協力してもらうなど市役所内の他部署との連携・協働なども必要なのではないでしょうか。また、現在、生涯学習センターでは民間委託も考えていますが、例えば、ガイドヘルパー資格取得の際に障がい者青年学級での実習を義務付けるようなことも、民間の資格教育事業者と連携してできないものなのでしょうか。まずは研修として参加していただき、興味を持っていただければ、担当者として継続的に活動いただくというような筋道もあっていいかと思いますし、この場合、活動に参加することで資格が得られますが、こうした活動に参加することでなんらかのメリットが得られる仕組作りも考えていくべきではないかと感じました。

それから、質問ですが、資料 1-3 の他市区の類似事業実施状況の中にも、ボランティア等の配置という項目がありますが、ちょっと文章が抽象的でわかりにくいと感じました。他の市町村では、どうやってボランティアを確保しているのか調査されているのであれば伺いたいと思います。

事務局：まず、連携のお話ですが、以前からご意見をいただいているところでして、検討を進めているところです。スタッフの増員については、今まで大学でＰＲ活動をしてきたのですが、学生の方は就職などもあって、なかなか長期間継続して活動できない方が多いです。やはり社会人の方に参加いただきたいという想いはあるのですが、現状、スタッフの増員策の検討まで、手が回っていなません。ただ、増員しなければ、事業の継続も難しい状況ですので、今後、力を入れていかなければならないと認識しています。

他市の事例については、現在、調査を進めているところですので、詳細がまとまりましたら、改めて報告します。

Ｄ委員：今のお話と少し関係があるかと思いますが、スタッフの方の流れと言いますか、例えば、福祉の関係の学校の方が、青年学級でボランティアをして、その後、福祉関係の職員になっていくような流れや、利用者の方でも、青年学級で何年か過ごして、今でもとびたつ会などの青年学級を経験した後の自主グループがいくつかあるかと思いますが、利用者の方が利用後にそうしたグループに進むような流れ、こうした流れができるといいのではないかと思いました。

ただ、そうした流れができたとしても、今度はそうしたグループでスタッフの確保が

課題になってくるのでしょうし、心配な点ではあります。

私は、本日、会場になっている文学館が公民館だった時代から青年学級を拝見してきたのですが、当時、スタッフをされていた方が、現在、市内の社会福祉法人で働かれているような事例もあります。こうした観点で、何か学生の方への投げかけみたいなものもできたらいいかと思います。

事務局：福祉関係の団体と連携した流れなども、糸口を探して進めていきたいと思います。とびたつ会などの団体については、新しくつなげる会といった団体もできたりしているのですが、いずれもスタッフが十分にいるわけでなく、新規受け入れは難しいという話を伺っています。

再構築案では、スポット事業という新しい形で障がいのある方に学びの機会を提供することも考えています。現在、百数十名の方が青年学級に在席していますが、他にも障がいのある方はいますので、多くの方に学びの機会を提供していきたいと考えています。

D委員：今、卒業していくような仕組みについて意見をお話しましたが、私は成年後見制度の後見人をしていまして、後見している方の中に青年学級に長く通われている方もいます。その方などは、青年学級がライフサイクルの一部になっていて、毎月の外出の機会としてもそうですし、青年学級の年間行事をすごく楽しみにされています。そうした方に対しては心苦しいところですが、卒業という仕組みを導入するのであれば、早くから、そうした仕組みについて伝えていくのも大事なことだと思います。

会　長：これまでお話を聞いて、やはり気になってくるのは、担当者を含め、この活動を支えてくれる方をどう増やしていくのかという点です。ここが、今後の大きな課題だと思います。意見にありましたように、どういうプロセスで担当者になっていくのかを分析しながら、担当者をやりたいと思う方達のニーズと結び付けていくのかということは、再構築を進めていく上で、必ず考えていかなければならないことだと思います。

私も大学の実習で、年間20名くらいの学生に青年学級を経験してもらっていますが、なかなか担当者になるという選択をする学生は少ないです。ただ、1日だけの実習なのですが、参加した学生の人生を揺さぶっているようなところがあります。1日だけの実習に参加して、福祉に関心を持って、就職先に福祉の道を選ぶ学生もいますし、今、担当者になりたいと言っている学生は、進路は地方公務員志望なのですが、本当は障がい者青年学級の担当職員になりたいと言っています。それくらい人によっては人生を大きく左右する経験に、たった1日でもなっています。こうした活動の魅力を、どうしたら発信できるのかということを、お話を聞きながら考えていました。

他の議題もありますので、報告事項はここまでにして、次の議事に入りたいと思います。

４　議　題（１）市民大学事業再構築の方向性について⑤

事務局：それでは、「市民大学事業再構築の方向性について⑤」について説明します。資料2-1 をご覧ください。前回の会議までは、市民大学の基本理念やプログラムの方向性、学習領域などについて議論してきました。今回は、市民大学の内容を決定していく際の手順や役割などについて、特に現状の確認と課題について議論します。

まず、「1　前提」についてです。市民大学事業は、市民生活の実情やさまざまな市民活動から発生する学習欲求に適切に応えていくため、市民のアイデアを取り入れて市民と共にプログラムをつくりあげる、市民参加によるプログラムづくりを基本としています。この「市民参加でプログラムをつくる」という点が大きな特徴であり、内容を決定するプロセスの前提となっています。

次に、「2　現状」です。「(1) 企画・運営手順」は、近年の市民大学をどのような手順で企画・運営しているのかを表にしたものです。「(2) 企画・運営に関する役割」は、市民大学事業に対する生涯学習センター運営協議会とプログラム委員の役割を記載しています。

先に 2 ページ目の (2) の役割のほうからに説明しますと、市民大学全体の方向性や、事業計画については生涯学習センター運営協議会に意見を伺います。事業計画に基づいた個々の具体的な講座内容は、プログラム委員に意見を聞きながら決定しています。それぞれの役割は、要綱や要領などで定めています。これらについては、今回は時間の関係で説明は行いませんが、資料の 2-2．2-3、2-4 としてお配りしています。

では、(1) の手順に戻りまして、現在の市民大学は、基本的には年度ごとに事業を回す形になっています。例年、夏ごろから次年度の事業の検討を開始しまして、本格的な予算要求の前、9 月頃に開催する運営協議会の会議で、市民大学を含む事業の方向性の案をお伝えし、意見をいただくことから始まります。その後、11 月頃に開催する運営協議会の会議で、市民大学の次年度の事業計画について意見を伺ってから次年度の事業計画案を作成します。ここまでが、方針や計画に関する部分、すなわち運協が関わる部分です。その後、具体的な講座の内容、プログラムを決定していく過程になり、プログラム委員が関わる部分となります。12 月のプログラム委員の全体会議で次年度の方向性について説明した後、各講座のプログラム会議で、3 月までに 1 年間の具体的な講座内容を決定します。3 月の終わりから前期講座の募集が始まり、11 月までに後期講座を終える流れとなっています。

次に、「3　課題」です。まず、手順に関する課題ですが、1 年単位で動いているため、1 ページ目の表のとおり、企画して、実施して、を繰り返す形になっていて、検証や見直しという段階を挟みにくい手順になっています。受講終了時にアンケートを行っているので、いただいた意見を元に改善はしていますが、個々の講座での対応となってしまって、市民大学全体の見直しというところまでは、辿り着かない状況です。

次に、役割に関する課題です。内容としては、問題点としてとらえていただきたいと思います。「ア　生涯学習センター運営協議会からの意見を反映しにくい」についてで

すが、運営協議会からは、これまでも学習分野についての意見など、全体に関わる意見をいただいていますが、単年度の事業計画だと、その意見を踏まえて全体として検証する枠組みがない状況となっています。これは、基本理念や学習領域といった根本的な考えからいきなり単年度計画がぶら下がる形になってしまっていて、間に方針とか中期計画といったものがないことに起因すると考えています。

次に「イ　プログラム委員の任期が単年度である」についてです。個々の具体的な講座内容を検討いただいているプログラム委員は、再任はできるのですが、任期は 1 年となっています。つまり、制度上は講座を作って実施したらそこで役目はおしまい、ということになってしまい、やったことの反映を考慮していない制度となっています。

次に「ウ　プログラム委員の人選が困難である」についてです。プログラム委員には、有識者の方と講座の修了者の方に参加いただいておりまして、それぞれ更新はできますが上限の年数が決まっています。しかし、実際には、有識者の後任を選出できないことも多く、中には 10 年以上プログラム委員を努めていただいている方もいます。

次に「エ　市民意見の反映が、受講者に限られる。」についてです。市民大学のプログラムは、市民の意見やニーズを反映させて決めるため、プログラム委員という制度を設けています。このため、受講者アンケートも行っていますが、結果的に、市民大学の受講者経験がある方からの意見や学習ニーズのみが集まる形になっています。市民大学を受けたいけど様々な事情で受けられないという方の意見は反映されずに、受講している方に最適化されていく傾向があり、新たなニーズが反映されにくいという問題があります。

最後に「3　改善の方向性」です。これは、今回は事務局から特に提案ということではなく、いろいろとご意見をいただくにあたって、改善の方向性についても、何かあればご意見を出していただきたいという思いで項目出しという形で置いていますので、事務局からとくに説明はありませんが、何かあれば忌憚ないご意見をいただければと思います。

会　長：いろいろな意見を伺いたいということですので、ただ今の説明について、ご質問、意見がありましたらお願いしたいと思います。

Ｅ委員：「プログラム委員の人選が困難である」という課題のところで、有識者は更新上限を超えても後任を選出できずに、中には 10 年以上続けている方もいるとありましたが、この有識者とはどのような方を指しているのでしょうか。

事務局：基本的には大学の先生あたりが中心になりますが、他にも研究機関等の方や民間で研究されている方などもいらっしゃいます。こうした方に、有識者という枠でお願いしています。

Ｅ委員：大学の先生などにお願いしていて、交代する時に次の先生を見つけるのが難しいということでしょうか。

事務局：もちろん、その分野で専門的な知識のある方はいるのですが、定期的に集まって、

講座を企画してとなると、実際、講座を企画するとその後の講座に参加いただくような場合もあり、結果的に通年で講座に関わっていただくような形になりますので、そこまでは協力できないといった方もいます。こうした事情で、なかなか受けていただくのが難しいところはあります。

K委員：プログラム委員について、今の選出区分は学識経験を有する方か講座修了者になっていますが、ここに講座のターゲットとなっている方も加えられるといいと思います。例えば 30 代をターゲットにした企画だった場合に、プログラム委員に 30 代の方が一人もいないような編成だと、やはりターゲットに合った企画を作るのは難しいと思います。今後、そういったターゲットに合った方に委員になっていただく、または、修了者の中からターゲットに合った方を選出するといった仕組ができると、よりターゲットに合致した企画になるのではないかと感じました。

それから、今日、話を聞いて思ったのですが、私はプログラム委員の方を、今期の運営協議会でご一緒しているＣ委員しか知りません。他にどんな方が担っているかわからずに、これまで運営協議会でも市民大学について色々と議論してきたのだと改めて思いました。やはり、お互い意見しづらい面もあるだろうし、運営協議会側でも実態がよくわからずに意見していた部分もあるように感じますので、こうした乖離をなんらかの形で上手くなくせたらいいと思います。

それから「手順に関する課題」で十分に検証する機会がないという話がありましたが市民大学全体で一年間休んで検討するようなことは、ちょっとやりすぎかなとも思いますので、例えば講座ごとに 1 年ずつお休みして検討する年を作っていくような形にすれば、検討する時間は取れて、なおかつ市民大学としては何かの講座は実施しているという形は取れるので、こうした形で検証期間を取るのはどうかなと思いました。色々とニーズやトレンドが変わっていく中で、検証する機会がないというのは、そうしたニーズをプログラムに反映しづらいと思うので、何か検証する仕組みは作った方がいいのではないかと思います。

事務局：検討中の案件なので明確にお答えできないところがありますが、いただいた意見はこの後、見直し案を検討していく中で、取り入れられるものは取り入れていきたいと考えています。こうした意見を、今後も会の中でいただければありがたいと思います。

Ｌ委員：前提にあるように「市民のアイデアを取り入れて、共にプログラムを作り上げる」というのが基本になっていると思うのですが、僕はこの会に参加して初めて市民大学について知りました。僕の周囲の若い世代の人達を見ても、あまり認知度が高くないように感じています。こうした認知度も課題にあった「市民意見の反映が受講者に限られる」というところにも繋がるのではないかと思いました。市民全体の希望が反映されるようにするためには、市民に広く知ってもらうことが一番大事なところだと思いますので、まずは認知度の向上が大切なのではないかと感じました。

それから、資料の「現状」の部分では、プログラム委員の活動は 11 月から 3 月まで

になっていますが、他に前期・後期の講座実施期間中に何か仕事があったりするのでしょうか。特にないのでしたら、この期間を講座の検証に充てて、ＰＤＣＡを回していくようなことはできないのかなと思いました。

事務局：認知度に関しては、市民大学に限らず、全事業で課題となっている話で、特に若者向けの周知は、これまでも度々話題に出ていまして、力を入れていきたいと考えています。それから、講座決定後のプログラム会議ですが、会議の役割としてはここで終了となるのですが、実際には講座の運営にも関わっていただいている状況で、学識の方であれば、講師として登壇いただくような場合もありますし、その他の方でも講座における話し合いなどでファシリテーターをお願いするようなこともあります。ですので、提案いただいたような形で、検証に充てるというのは、少し難しいかと考えています。また、検証結果をフィードバックするために、次のプログラム委員へ繋げることも考えなければいけませんので、そうした点を踏まえた形で制度化できればと考えています。

H委員：私もこの協議会に出て、生涯学習について知りましたので、こうした情報をどこから探してくるのかと思っていました。実際に募集冊子などを見て、こんなにたくさんのことをしているのかと驚いたのですが、プログラム委員の人選とも関連しているのか、講座内容が高齢者層に偏っているような印象を受けました。やはり、受講された方のアンケートだけに基づいて企画していくとこのような形で、新鮮な意見が出てこない限り、内容はあまり変わらないのではないかと思います。

この間、Ｃ委員とお話する機会があったのですが、私は小学校で働いているので、若いお母さんや子どもと接する機会が多く、今は本当に発達障害のお子さんも増えているので、そうした内容の講座を入れることができないのかお話を伺いました。こうしたこれまでと違う取組を入れたり、市民から「こんな講座をしてもらいたい」といった意見をアンケートで取るようなこともできないかなと思いました。

プログラム委員の人選についても、何名の方が活動されているのか。学識者と講座修了者が入っているのはわかりましたが、他にどんな方がいるのか。この辺りがわからないのですが、例えば、市民からプログラム委員になってくれる方を募集してもいいのではないかと思いました。

事務局：受講者以外の方にどうやってプログラム会議に参加していただくか。提案いただいたように市民公募という形も考えられますが、他の市の委員等の市民公募の状況を見ますと、対象を絞らずに公募した場合、応募される方の年齢が高めになる傾向があります。講座を企画していただく方の多様性を確保したいという思いがありますので、多様な方々をどう確保していくかというのは一筋縄ではいかない課題と考えています。このために何ができるのか、どこから意見を取れるのかといった点も含め、運営協議会でもご意見をいただきたいと考えています。

また、プログラム会議の多様性を確保し、新しい意見を取り入れつつ講座を企画し、実施、検証、反映していくという流れを 1 年で回していくというのは流石に難しいと

ころがありますので、3 年程度の複数年度で回していくようなことも考えています。

それから、今期の運営協議会では、事業に関しては、主に市民大学をテーマに議論いただいていますが、他に実施している講座もあります。例えば、今、お話のあった発達障害については、市民大学では取り上げていないのですが、家庭教育支援事業の中でお子さんのいる方向けの講座を、就学前の子の親御さん、小学生の親御さん、中高生の親御さんといった形で年代別に分けて実施している講座がありまして、こちらでは発達障害を結構、テーマとして取り上げています。市民大学ではないので、内容は人材育成的なものではなく、一般的な学習講座といった内容で実施しています。難しいところなのですが、市民大学で取り上げる場合、人材育成的な要素も必要になりますので、少し、取り上げ方を変える必要があるかと思います。

Ｆ委員：話を伺っていて、「市民にはできあがりしか見えない」ということが全てなのかなと思っています。やはりプログラム委員になるということは、かなり負担が生じることだと思いますし、例えば、プログラム自体は市民から集めて、それをプログラム委員が取捨選択するといった形は考えられないでしょうか。先ほど、受講者のアンケート結果しか反映されていないといった話もありました。いい方法かはわかりませんが、広報で市民大学のプログラムについてアンケートを取るなどして、市民に市民大学を知らしめて、テーマを出してもらうようなことも考えられるのではないかと感じました。

事務局：そうした方法についても、今後、検討していきたいと思います。

Ｄ委員：前にもお話しましたが、私は町田市の講座の大ファンで、受講していくうちに市民大学で修了生団体の結成に関わったり、プログラム委員も経験しています。資料 2-1 の表の 12 月から 3 月までがプログラム委員の活動する時期で、この時期に全体の会議が行われ、個々のプログラムが企画されます。一つのプログラムに講座が 6 回から 8 回くらいありますので、各回の内容もこの時期に決めていきます。なので、この間はプログラム委員も、職員の方もとても忙しかったと思います。

私は法学のプログラム委員だったのですが、やはり人選が困難で、なかなか有識者の方が見つかりにくいといったこともありました。プログラム委員として活動して、町田市は丁寧に講座プログラムを作っていることがわかり、改めて、この講座を受講できたことをうれしく感じました。その後、法学の修了生団体も立ち上げたので、プログラムを企画する際は、団体の方に意見を聞いて内容やテーマに反映してきました。

資料の課題の部分には、テーマという項目はないのですが、テーマについては課題とされていないということなのでしょうか。

事務局：テーマについては、前回、議論いただいた学習領域と関連付けて考えていく予定です。今回は、プログラム委員制度を始めとする講座内容を決めていく際の手順や役割について検討いただく予定でしたので、今回の資料の課題には含めていません。テーマについて、学習領域ではなくプログラム委員制度と連動する形で議論した方がいいというご意見があれば、そうした形で提案することも考えますが、前回の学習領域の話の時

に、学習領域をなくすのであれば、別に何かしらの柱建てをしないと特定の内容に固まってしまうといった意見もいただいたかと思います。前回いただいた意見を踏まえ、学習領域については整理して再度提案する予定ですので、テーマについてはその際に、改めてご意見を伺いたいと考えています。

５　議　題（２）生涯学習センター事業への民間活力導入について⑤

会　長：では、最後の議題に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：前回、民間活力導入案について、全体的な骨子を説明しました。今回は、委託に出すことを想定している業務について、具体的に説明します。資料３をご覧ください。

まず、件名、目的の部分ですが、現時点での方向性で記載していますので、今後、変更が生じる可能性もあります。ここでポイントとなる点は、目的のところですが、「包括的に委託する」と記載しています。

これまで、大きく 3 つの項目に分けて説明してきましたが、それぞれ関連する部分もあり、特に窓口事業と情報提供事業は一体的に運用した方が効率的な部分もあり、できれば、一括して一つの組織に委託したいと考えています。

ただし、相手のあるお話ですので、条件により、一部業務を独立させて別の契約にする、或いは再委託を一部認める、複数組織でのジョイントベンチャーを組んでもらうようなことも視野に入れ、柔軟に対応していきたいと考えています。

また、期間については、人材の育成や初期導入コストの問題もあり、３年程度の複数年契約が妥当かと考えています。

続いて、今回の説明の中心となる委託業務範囲です。これまでお話してきた学習相談、情報収集・提供、講座事業の一部の他、既に委託している施設貸出事業、学習相談や情報収集の前提となる窓口業務も含めており、事業単位で７事業にまとめています。

具体的な事業毎の業務内容ですが、まず、（ア）総合案内事業です。開館中は、学習相談担当職員が相談窓口に常駐していましたが、在籍中、全て学習相談に対応していたわけではなく、空いた時間に窓口事務の一部も実施していましたので、その事務を記載しています。委託契約なので細かく記載しており、数は多いのですが、どちらかという補助的な内容を想定しています。（イ）施設貸出事業は、開館中、シルバー人材センターに委託していた業務が基本となっています。貸出手続、操作指導などの従来から委託業務に加え、直営で実施していた印刷機及び市民ギャラリーの貸出を含めた内容となっています。（ウ）施設管理事業も、館内見回りや消耗品の補充などこれまでシルバー人材センターに委託していた業務を記載しています。こちらについては、特に今回、新たに加えたものはありません。（エ）生涯学習相談対応事業については、これまで、協議会で説明してきたもので、定型的な相談といいますか、軽微な問い合わせへの対応と、その範囲を超えた相談の市職員へのエスカレーションを求める内容です。（オ）生涯学習情報収集・提供事業は、項目は少ないですが、業務量としては大きな部分で、今後、

細分化する可能性もあります。大きく言いますと、①生涯学習センターに届いた情報の収受・整理、②生涯学習情報の提供です。情報提供は、2 通りあり、一つは、生涯学習情報コーナーへの配架・掲示、生涯学習ＮＡＶＩの発行といった従来の手法による提供、もう一つが生涯学習情報サイトへの掲載やＳＮＳによる発信といったデジタル手法による提供。これらを記載しています。（カ）生涯学習講座等実施支援事業も、これまでお話してきた部分です。全体を丸投げすることは考えていないため、実施支援との名称になっています。企画立案からお願いする（1）、ここは前回説明していますが、延回数で概ね 10 回分程度。それと直営事業の補助をお願いする（2）と（4）、デジタル化の（3）に分けて記載しています。（キ）生涯学習センター運営支援事業については、館運営の庶務的な業務をお願いする可能性があるため、項目として入れていますが、まだ、具体的に確定した業務がないため、現時点では、項目のみ入れています。

こうした内容で新年度から事業者ヒアリングなど具体的に動いていく予定ですが、契約に関わる話ですので、事業者との調整内容などは確定しないと報告できない部分もあり、今回、使用条件について、委員の皆さんのご意見を伺いたいと考えています。

会　長：仕様内容について議論できるのが、今日で最後とのことですので、ぜひ、皆さんからご意見を出していただきたいと思います。

G委員：今回、事業委託という話ですが、正直、委託に相応しい内容なのかと感じました。ここに書いてある事業を全部出すとなると、生涯学習センターの職員が行う事業がかなり少なくなるのかなという印象を受けました。これだけの事業を委託するとなると、生涯学習センターの委託業者への指導がどうなるのか気になっています。普通、派遣であれば、生涯学習センターの職員の方が指揮命令できますが、委託の場合、職員が直接命令はできないかと思います。通常だと事前に委託で入る従事者の方に教育して、委託が始まると委託先の管理者が統括して、現場では直接指示できなかったと記憶しています。今は事情が異なるのかもしれませんが、教育するにしても、あまり時間もないように感じますし、そのあたりをどう考えているのか伺いたいと思います。

事務局：今、G委員から委託契約と派遣の違いについて、説明いただきましたが、スタッフが派遣されてきて、市の指揮命令下に入るというのが派遣契約で、委託契約の場合、市と事業者の契約に基づいて、記載されている内容を事業者が責任を持って実施することになります。委託契約のスタッフについては、市が直接、その都度指示命令する形ではなく、委託事業者が指揮監督を行うスタッフも配置して、その方が指揮命令し、委託された業務を仕様書の要求水準を満たして実施していく形になります。この点が派遣と委託の違いです。

市には、会計年度職員等、有期で職員を採用する仕組みもありますので、派遣でスタッフを確保するというのは、あまり一般的なやり方ではありません。委託の場合、委託する業務内容を実施できる専門性や実績のある事業者を選択し、管理者も含めて入っていただくことになります。例えば情報提供の部分などは市が持っていない専門的な

ノウハウを活用して事業を実施してもらうことも想定していますので、管理部門についても、進捗管理を含めて委託でお願いするという考え方を取っています。

それから委託する業務量についてですが、施設貸出と施設管理の部分は既に現在、委託で運営している部分です。また、情報提供の部分は、施設内で実施している情報提供コーナーの運営、生涯学習ＮＡＶＩの発行などは委託により職員から離れる業務ですが、ホームページの構築及び管理運営については、ほぼ新規事業と捉えていますので、この部分は業務増分を委託でお願いするイメージです。その他の部分が実質的に業務量が減る部分ですが、前回お話しましたように、リソースを組み替えることで、情報提供部分を強化したいということもあります。こうした業務増となる分のリソースを生み出すためには一定量の業務をまとめて出す必要がありますので、逆にいうと、情報提供のデジタル化を行なえるだけの量になるように積み増した結果、このようなボリュームになったということです。

G委員：市の方針が、そういうことであれば、委託契約であることにはこだわらないのですが、結構な業務量になりますので、仕様の作成も大変だろうと思いますし、段階的に委託に出していくのが市の方向性だとしても、そんなに一度に伝えることができるのだろうかという不安があります。市民と直接応対する窓口部分の話なので、上手くいかないと市民、行政、事業者のみんなが不幸になってしまうと感じます。4月に一度に委託するよりもグラデーションのような感じで、徐々に委託化していくようなことも検討していただきたいと思います。

K委員：今のお話の、相談対応と情報収集・提供の部分は、市にもノウハウはあるでしょうが、民間の得意分野なのかなと感じています。この部分は、受託する事業者の持つネットワークやノウハウを活かす余地もあるかと思うのですが、こうした部分は民間がそのノウハウなどを活かした提案などもできるとよいのではないかと思います。この部分に限らず、全体として民間から提案できるようになるのかもしれませんが、例えば、相談対応だと非定型のものは市職員に取り次ぐということになっていますが、逆にこうした相談でも民間がノウハウを活用して解決できるものもあるかもしれません。こうした要素を仕様にいれることはできないのでしょうか。

事務局：この仕様書に記載していることは、最低水準という位置づけです。一般的な契約では、仕様書で業務内容を定めて、入札等の手段で募集して、一番安いところと契約するような流れになりますが、こうした入札という形態が適当ではない場合には、別の選定方法が認められます。いわゆる企画コンペという形態の場合、最低条件を提示したうえで、そこに応募者の持つ強みを活かした提案を追加してもらい、提案した内容込みで受託金額を設定してもらう形態です。この場合、金額だけでなく提案内容等を総合的に判断して、最も優れていると評価されたところと契約します。今回の生涯学習センターの契約では、単純な入札契約は馴染まないと考えていますので、企画コンペの形で募集を想定しています。

Ｂ委員：今回の資料は全体的に、事業内容のところも文章で羅列されていて、非常にアナログな感じがしています。このまま受けたら、事業者も非常に大変だろうなと感じています。やはり、もう少し効率的なことも考えながら、例えば情報収集のところとか、提供事業のところなどは、もうちょっと ＩＴを活用した方法なども事業者と検討していくことはできるのでしょうか。他の部分でも、ＩＴを活用していかないと、全部人を配置して実施したら、とても大変なことなのではないかと心配しています。

事務局：今回の仕様内容については、これまでお話してきた経緯もありますし、事業のどの部分が民間に出されて、どの部分が直営に残るのかという点は、委員の皆さんの関心も高いところだと考え、民間に出す部分について個別具体的に記載しています。こちらは案としてお示ししていますが、実際に契約時の書類では文言や、ＩＴ等の活用に関する提案や民間が受けるにあたっての工夫に関する部分については、これから整理していくことになります。先ほどもお話しましたが、企画コンペ型の募集を想定していますので、最低これだけはやってほしいという業務水準的な部分に民間提案の部分が加わる形になります。最終的には、仕様はもっと自由度の高い形になるかと考えています。

会　長：私からも質問があるのですが、この話は、いわゆる民間活力導入という形で、なかなか市ではできないような難しい部分を、民間の専門性を活かして実行に移していくというのが大前提だと考えています。今回の仕様案では、仮の件名ということですが、「窓口業務委託」という名称になっています。民間活力導入の趣旨から考えると、専門性が必要な部分は、窓口業務よりも、生涯学習情報サイトの設置・運営やデジタル配信講座コンテンツの作成といったデジタル化への対応や情報発信における民間の専門性の活用といったところではないかと感じています。選定については、こうしたデジタル化や情報発信の部分で専門性を持っているような団体に委託する方向で考えているという認識でよろしいでしょうか。

事務局：今回の民間活力導入案で、最も民間の専門性を発揮できる部分は相談対応と情報収集・提供の部分だと考えています。ここに加えて、一部講座の委託については、企画から民間が入ってくることを想定してますので、この 3 つを柱と考えています。このため、この 3 つについて、個別に回を設けご意見をいただいてきたところです。仕様案では、最低限の業務水準を記載していますが、この部分にどういった提案がされているかが、企画コンペ時の評価に影響すると考えています。ただし、リソースの組み換えで原資を作る以上、どうしても既存事業の一定部分は併せてお願いする必要があります。補助的な業務についても、ある程度出さないとトータルで持っているリソースの量を超過してしまうことになりますので、総合案内や施設貸出、施設管理といった窓口の補助的業務も含めています。このため、契約としては全体的な範囲になってしまいますし、全体のイメージとして把握してもらう場合、総合窓口的なイメージで考えてもらうのが、事業者側から見た場合、イメージしやすいかと考え、仮称では窓口業務としています。契約名称については、現在、情報提供部分は大枠での記載となっており、この部分

については加筆していく予定ですが、その内容によって、必要に応じ修正も視野に入れています。

会　長：他に質問、意見があれば、お願いします。ないようでしたら、議事を終了したいと思います。

センター長：色々な意見をいただき、ありがとうございます。今回で民間活力導入については、議事は終了となりますが、まだ、ご疑問な点や意見などありましたら、メールなどでも構いませんので、いただきたいと思います。我々が気づいていない視点などもあるかもしれません。また、仕様の言葉の使い方も、いわゆる役所的な使い方をしている部分もあり、伝わりにくいところもあるかと思います。こうした部分の疑問についても、ご質問いただければ、説明したいと思います。本日は、ありがとうございました。

（事務局から来年度日程連絡）